

つやま企業サポート事業

他機関を活用した専門家派遣サポート補助金交付要領

平成27年6月1日制定

平成28年4月1日改定

平成29年4月1日改定

平成31年4月1日改定

令和2年4月1日改定

令和5年4月1日改定

(目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、経営課題の解決に向け、専門家派遣事業により専門家を招き、適切な診断及び助言により成長を目指す企業に対して、その事業の利用に係る経費について、つやま企業サポート事業専門家派遣サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、成長を目指す津山市内の企業を支援することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、つやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

専門家派遣事業 公益財団法人岡山県産業振興財団、岡山県経営改善支援センター、企業再生支援協議会及び独立行政法人企業基盤整備機構が実施する専門家の派遣事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第2条第1号に定める企業（以下「補助対象者」という。）をいう。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が利用する専門家派遣事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費

補助対象者が、専門家派遣事業を利用する際に専門家派遣機関に支払った経費とする。

(2) 補助対象期間

補助金の交付決定の翌日から、当該年度末日の10日前までとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて2月末までにセンターに提出しなければならない。

- (1) 専門家派遣事業の申請書等
 - (2) 市税完納証明書
 - (3) その他センターが必要と認める書類
- (補助金の制限)

第7条 補助金の交付は、1補助対象者当たり補助対象経費の2分の1以内とし、同一年度において10万円を限度とし、補助金限度額内においては複数回の申請を可とする。ただし、岡山県経営改善支援センター又は企業再生支援協議会の専門家派遣事業については20万円を上限とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は当該年度末日の10日前のいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し
- (2) その他センターが必要と認める書類

(補助金の支払い方法)

第9条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

この要領は、制定の日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。